

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、催し等の開催を中止・延期等をする可能性があります。開催の可否等については、事前に市ホームページで確認またはお問い合わせください。

お知らせ

祭り 今年の七夕祭りは中止します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年開催されていましたが今年のお祭りは中止になりました。みなさんのご理解をお願いします。

- ▷天の川七夕まつり
- ▷機物神社の七夕祭
- ▷星田妙見宮の七夕祭
- ▷逢合橋七夕まつり

☎地域振興課 ☎892-0121

環境 交野市ごみ不法投棄監視ウイーク

ごみ不法投棄対策を強化するため、5/30(ごみゼロの日)～6/5(環境の日)を「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」とし、全国一斉に監視活動や啓発等が実施されます。

市でも同期間を「交野市ごみ不法投棄監視ウイーク」とし、「歴史ある美しい交野を残そう」を標語に、啓発やパトロール、清掃活動等を行い、不法投棄を発生させない環境づくりを進めます。道路・公園・河川等で不法投棄を見かけたときは、警察に連絡をお願いします。

☎環境総務課 ☎892-0121

農業 6月は「農地パトロール月間」です

農業委員会は、市内の全ての農地を対象にパトロールを実施します。このパトロールは、遊休農地の実態把握や農地の違反転用発生防止のために行います。

ご理解・ご協力をお願いします。

時期 6月中旬～下旬

☎農業委員会事務局 ☎892-0121

人権 6月は「就職差別撤廃月間」です

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについてご理解をお願いします。

就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

☎電話番号 06-6210-9518

☎時間 月間中(閉庁日を除く)10:00～18:00

☎府雇用推進室 ☎06-6210-9518



仕事 不法就労防止にご協力ください

6月は、政府主催の、「外国人労働問題啓発月間」です。不法滞在者や就労資格のない外国人を雇用したりあっせんをすると、事業主が罰せられます。事業主のみなさんは、外国人を雇用する際には、必ず、在留カードなどの身分証明書で「在留資格」や「在留期間」をよく確認し、外国人が不法就労にならないように注意してください。

☎交野警察署 ☎891-1234

消費者相談 | 個人年金の加入を勧められているのですが・・・

Q 新社会人です。「公的年金だけでは不十分。早いうちから自分でも準備しておいた方がよい。」と個人年金保険加入を勧められています。契約までにチェックしておいた方がよいことはありますか？

A 個人年金保険のうち一定の条件を満たせば所得税控除の対象となります。まずはこの条件を満たす保険かどうか、さらに長期間契約なので、保険料の支払いが厳しくなった場合にはどうなるのか、保険会社が破綻した場合はどうなるのかについてもしっかりと確認しておきましょう。

助言 自身で準備する個人年金には上記のような個人年金保険の他iDeco(個人型確定拠出年金)という制度もあります。双方に長所・短所があるのでこの機会に自分でも調べてみましょう。

ゆうゆうセンター1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003

健康 保健所だより

▷肝炎検査(無料、予約制)

☎日時 第2火曜日9:30～10:30

▷HIV・梅毒即日検査(無料・結果は即日、要確認検査の場合は1週間後。希望者には梅毒即日検査も実施)

☎日時 第1・3月曜日9:30～10:15

※新型コロナウイルス対策のため変更することがあります。事前にお問い合わせください。

▷骨髄ドナー登録(無料・予約制)

☎日時 第1・3月曜日9:30

▷こころの健康相談(予約制)

統合失調症、うつ病、依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)などの精神的な病気、ひきこもり等

▷結核相談(随時、予約制)

▷指定難病・小児慢性特定疾病等の相談(随時、予約制)

▷飲料水(井戸水)等の検査(有料)・検便(腸内細菌)等(有料)・ぎょう虫卵(有料・予約制)

☎日時 6/2・16(火)9:30～11:30

☎詳細は茨木保健所検査課 ☎072-620-6706

▷医療機関等に関する相談

☎日時 毎週月～金曜日(祝日を除く)

☎9:15～12:15、13:00～16:00

☎四條畷保健所 ☎878-1021

※犬、猫の相談は、「大阪府動物愛護管理センター四條畷支所」☎862-217

健康 高齢者肺炎球菌予防接種

令和2年4/2～3年4/1に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人を対象に、4月に案内はがきを送付しています。

はがきの再交付はしていません。転入や未着・紛失等で、はがきを持っていなくても、医療機関で同意書に記入することで、予防接種を受けることができます。

実施医療機関や接種期間等の詳細は、4月号広報折込の「わが家の健康管理」を参照ください。

☎健康増進課 ☎893-6405

【広告】

健康 日本脳炎予防接種

日本脳炎は蚊の媒介により感染します。これから蚊が発生する時期となり、感染予防には予防接種が有効です。予防接種は必要回数終了しているかが重要です。不足分(合計4回)がないか、母子健康手帳でご確認ください。

なお、平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の人に特例措置が設けられ、必要回数の接種を受けることができます。

☎接種時期 1期(3回)7歳6か月未満

2期(1回)9歳から13歳未満

※詳細は「わが家の健康管理」、ホームページ参照。

☎健康増進課 ☎893-6405



健康コラム

食育月間

食育基本法が制定された6月を「食育月間」と国が定め、食育の推進をしています。食育が重要とされる背景には、近年の食生活による栄養の偏りや不規則な食事などが原因の1つと考えられる生活習慣病の増加があります。

ほかにも、若い世代の朝食欠食や孤食、高齢者の低栄養傾向など、食に関するさまざまな問題があります。

健康的な食生活は、心と身体の健康を維持し、いきいきと暮らすために重要なことです。「食べる力」＝「生きる力」。生涯に渡ってこの力を育むことが大切です。